

ドイツ連邦議会、統一特許裁判所（UPC）協定批准に係る法案を可決

2020年11月27日  
JETRO デュッセルドルフ事務所

ドイツの連邦議会（Bundestag）（下院に相当）は、2020年11月26日、ドイツの統一特許裁判所（UPC）協定への批准に係る法案を可決した旨、ウェブサイトにて公表した。また、これを受け、欧州特許庁（EPO）及びUPC準備委員会は、同日に、当該可決は欧州単一効特許（単一特許とも呼ばれる）（UP）・UPC制度の実現に向けた重要なステップであるとする旨、それぞれニュースリリースを公表した。

2017年3月に連邦議会により可決された当該法案は、ドイツ連邦憲法裁判所により、議員の3分の2以上の賛成票をもって連邦議会で可決されたものではないとの理由で無効と判断された旨、2020年3月20日に公表されていたところ、連邦議会のウェブサイトによれば、2020年11月26日に連邦議会は議員の3分の2以上の賛成票をもって本法案を可決した、等とされている。

今後、当該法案は、ドイツ連邦参議院（Bundesrat）（上院に相当）での可決、大統領による認証等がされれば、法律として公布される。その後、ドイツがUPC協定の批准書を欧州連合（EU）理事会事務局に寄託すれば、ドイツによる批准は完了となる。

EPOは、ドイツ連邦議会による当該法案の可決を受け、2020年11月26日付のニュースリリースにて、「UPが利用可能となるためには、UPC協定が発効される必要があり、それには、フランス、ドイツ及びイタリアを含めて、25の参加EU加盟国のうちの13か国による批准が必要である。ドイツでは、当該法案は年内に連邦参議院に可決に向けて送付される予定である。そのドイツの批准手続が完了すれば、2021年には裁判所を設置するための最終的な準備措置を講じることができると期待され、その場合は2022年にはUPCはその業務を開始できる、等としている。

UPC準備委員会も、これを受け、2020年11月26日付のニュースリリースにて、「次は、当該法案が、2020年12月18日に表決が行われる見込みである連邦参議院に送付されることである。ドイツでの批准に関する手続に加えて、UPCの最終段階へ移行するためにはさらに2つの署名国がUPC協定の暫定適用に関する議定書<sup>1</sup>に拘束されることに同意する必要がある。暫定適用期間の開始及び実行のためのタイムライン及び詳細な計画をやがて公表する。」、等としている。

また、欧州委員会は、2020年11月25日に公表した知的財産に関する行動計画<sup>2</sup>において、「欧州委員会は単一特許制度の迅速な開始をサポートする（2021年）。ドイツの批准プ

<sup>1</sup> UPC協定の暫定適用に関する議定書（Protocol to the Agreement on a Unified Patent Court on provisional application）は、UPC協定の一部を早期に適用可能とするものであり、裁判官の採用やITシステムのテスト等の裁判所の実際の設置に関する最終的な決定事項を含む。UPC準備委員会のウェブサイト <https://www.unified-patent-court.org/news/protocol-upc-agreement> を参照。

<sup>2</sup> 欧州委員会のウェブサイト <https://ec.europa.eu/docsroom/documents/43845>（特に、p.4,5,8）を参照。

プロセスが完了すれば、欧州委員会は単一特許制度を運用可能とするために EPO 及び EU 加盟国と協力する。英国の EU 離脱は単一特許制度の開始を妨げるとは見込まれていない。」等としている。

UPC 協定は、本協定の署名が行われた年の前年に有効であった欧州特許の数が最も多い 3 つの EU 加盟国<sup>3</sup>を含む 13 か国が同協定を批准してから 4 か月後に発効することになっている<sup>4</sup>。現在、フランス（2014 年 3 月に批准）及びイタリア（2017 年 2 月に批准）を含む 16 か国が UPC 協定を批准済みである<sup>5</sup>が、英国（2018 年 4 月に批准）は、2020 年 2 月末に UP・UPC 制度への参加を追求しない旨の方針を表明し、2020 年 7 月 20 日に批准の撤回通知を EU 理事会事務局に寄託した<sup>6</sup>、という状況である。

英国の EU 離脱による UPC への影響については、例えば、UPC の第一審裁判所の中央部の一つがロンドンに置かれることが UPC 協定に規定されている<sup>7</sup>点の取扱いに関連して、イタリア外務・国際協力省が、2020 年 9 月 10 日付プレスリリース<sup>8</sup>にて、「本日の UPC 準備委員会の会合中に、イタリアが、ロンドンに代わる新しい UPC の所在地としてミラノの立候補を提示する意図を表明した。また、批准プロセスが完了次第 UPC 協定を発効可能とするために、準備委員会はロンドンの管轄権のパリ及びミュンヘンの間での暫定的な再分配に同意したが、これは短期的な解決策であり、イタリアは、他の署名国と合意して、ミラノを中央部の第 3 の所在地として含めるように UPC 協定を修正する手続を開始することができる。」等としていた。また、UPC 準備委員会は、2020 年 9 月 11 日付のニュースリリース<sup>9</sup>にて、「2020 年 9 月 10 日の会合にて英国の離脱による影響に関する問題等が議論されたところ、進展があり、近い将来単一特許制度が機能することを可能とする現実的かつ法的に適切な解決策が見つかる」と確信している。」等としていた。

他方、ドイツの UPC 協定への批准については、ドイツ連邦憲法裁判所に対して新たな憲法異議の申立が行われる可能性がある<sup>10</sup>。

<sup>3</sup> 英国の UPC 協定批准の撤回通知の前までは、当該 3 つの EU 加盟国はドイツ、フランス及び英国とされていた。また、欧州議会の法務（JURI）委員会の要請によって 2019 年 11 月付で作成された研究報告（[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2019/596800/IPOL\\_IDA\(2019\)596800\\_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2019/596800/IPOL_IDA(2019)596800_EN.pdf)）では、「仮に UPC 協定の発効前に英国が UPC 協定から離脱したとしても、このことが UPC 協定の発効を妨げることはない。欧州特許の数が最も多い 3 つの EU 加盟国（英国を除く）は、ドイツ、フランス及びオランダ（2016 年 9 月に批准）となる。」旨述べられていた。

<sup>4</sup> UPC 協定第 89 条(1)（<https://www.unified-patent-court.org/sites/default/files/upc-agreement.pdf#page=88>）を参照。

<sup>5</sup> EU 理事会のウェブサイト

<https://www.consilium.europa.eu/en/documents-publications/treaties-agreements/agreement/?id=2013001> を参照。

<sup>6</sup> UPC 準備委員会のウェブサイト <https://www.unified-patent-court.org/news/uk-withdrawal-upca> を参照。

<sup>7</sup> UPC 協定第 7 条(2)（<https://www.unified-patent-court.org/sites/default/files/upc-agreement.pdf#page=12>）には、「中央部は、パリに所在し、その支部をロンドン及びミュンヘンに置く。」と規定されている。

<sup>8</sup>

<https://www.esteri.it/mae/en/sala stampa/archivionotizie/comunicati/2020/09/annuncio-della-candidatura-di-milano-a-sede-del-tub.html> を参照。

<sup>9</sup> <https://www.unified-patent-court.org/news/report-preparatory-committee-meeting-held-10-september-2020> を参照。

<sup>10</sup> 例えば、欧州で活動する非営利組織の Foundation for a Free Information Infrastructure (FFII)は、ウェブサ

以上のことから、UPC 協定の発効に向けては、ドイツ連邦議会が本協定への批准に係る法案を可決したことは重要なステップの一つではあるものの、依然として不透明な要素(英国の EU 離脱による影響、暫定適用期間のタイムライン及び詳細な計画、ドイツによる批准完了の時期、ドイツの批准についての新たな憲法異議申立の可能性、等)があると考えられるところ、更なる情報に注視していく必要がある。

ー ドイツ連邦議会のウェブサイトは、以下参照 (ドイツ語) ー

[Zweidrittelmehr-heit für Abkommen zum Ein-heit-lichen Patent-gericht](#)

ー 欧州特許庁 (EPO) のニュースリリースは、以下参照 ー

[German Bundestag approves ratification bill on the Unified Patent Court Agreement](#)

ー UPC 準備委員会のニュースリリースは、以下参照 ー

[UPC – Progress on German ratification](#)

ー 欧州単一効特許・統一特許裁判所制度に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 ー

- [ドイツ連邦政府、統一特許裁判所 \(UPC\) 協定批准に係る法案を連邦議会に提出 \(2020 年 10 月 2 日\) \(PDF\)](#)
- [ドイツ連邦司法・消費者保護省、統一特許裁判所 \(UPC\) 協定批准に係る法律の草案を公表 \(2020 年 6 月 12 日\) \(PDF\)](#)
- [ドイツ連邦憲法裁判所、統一特許裁判所協定批准に係る法案を無効と判断 \(2020 年 3 月 20 日\) \(PDF\)](#)
- [英国公認特許代理人協会等、英国政府が欧州単一効特許・統一特許裁判所制度への参加を追求しない旨公表 \(2020 年 3 月 1 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州特許庁及び EU 加盟国の代表、単一特許パッケージの迅速な実施を求める \(2020 年 1 月 13 日\) \(PDF\)](#)
- [英国、欧州統一特許裁判所 \(UPC\) 協定を批准 \(2018 年 4 月 30 日\) \(PDF\)](#)
- [英国上院 \(貴族院\)、統一特許裁判所協定関連法案を採択 \(2017 年 12 月 15 日\) \(PDF\)](#)
- [英国下院 \(庶民院\)、統一特許裁判所協定関連法案を採択、上院 \(貴族院\) 審議へ \(2017 年 12 月 11 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州特許庁、欧州単一特許ガイドを公表 \(2017 年 8 月 21 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州統一特許裁判所準備委員会、統一特許裁判所協定施行時期に関する見解を表明 \(2017 年 6 月 28 日\) \(PDF\)](#)
- [英国知的財産連盟 \(IP Federation\)、欧州統一特許裁判所準備委員会に対して意見書を提出 \(2017 年 6 月 16 日\) \(PDF\)](#)
- [英国商工会議所及び欧州商工会議所、英国政府に対して統一特許裁判所協定批准を求](#)

---

イトにて新たな憲法異議の申立を行うことを検討する旨表明していた。

<https://ffii.org/open-letter-to-the-bundesrat-on-the-unitary-patent-tomorrow-germany-will-be-asked-to-violate-multiple-international-agreements/>

等を参照。

- める共同文書を提出 (2017年5月30日) (PDF)
- ドイツ連邦参議院、欧州単一特許・統一特許裁判所協定関連法案を採択 (2017年4月3日) (PDF)
  - ドイツ連邦議会、欧州単一特許・統一特許裁判所協定関連法案を採択、連邦参議院送付へ (2017年3月10日) (PDF)
  - イタリア、欧州統一特許裁判所協定批准を EU 理事会に通知 (2017年2月13日) (PDF)
  - オランダ、欧州統一特許裁判所協定批准を EU 理事会に通知 (2016年9月16日) (PDF)
  - 英国知的財産庁、国民投票の結果を受けて知財法制に関する見解を公表 (2016年8月4日) (PDF)
  - 欧州特許庁、英国における EU 離脱の是非を問う国民投票結果について声明を公表 (2016年6月27日) (PDF)
  - ブルガリア、欧州統一特許裁判所協定批准を EU 理事会に通知 (2016年6月17日) (PDF)
  - 欧州統一特許裁判所準備委員会、裁判手数料及び回収可能費用規則とガイドラインを採択 (2016年3月1日) (PDF)
  - 欧州統一特許裁判所準備委員会、調停規則を採択 (2016年2月16日) (PDF)
  - フィンランド、欧州統一特許裁判所協定批准を EU 理事会に通知 (2016年1月25日) (PDF)
  - 欧州特許機構管理理事会特別委員会、欧州単一特許の料金、更新手数料収入配分、予算・財政に関する規則を採択 (2015年12月22日) (PDF)
  - 欧州特許機構管理理事会特別委員会、欧州単一特許の更新手数料収入の配分割合を採択 (2015年11月20日) (PDF)
  - 欧州統一特許裁判所準備委員会、統一特許裁判所の手続規則を採択 (2015年10月29日) (PDF)
  - 欧州統一特許裁判所協定の暫定適用に関する議定書に EU の 7 加盟国が署名 (2015年10月15日) (PDF)
  - イタリアが欧州単一特許の枠組みに正式に参加 (2015年9月30日) (PDF)
  - ポルトガル、欧州統一特許裁判所協定批准のための国内手続を完了 (2015年8月23日) (PDF)
  - 欧州特許機構管理理事会特別委員会、欧州単一特許の更新手数料水準の素案を採択 (2015年6月25日) (PDF)
  - 欧州統一特許裁判所準備委員会、統一特許裁判所の料金体系についてパブリック・コメントを募集開始 (2015年5月11日) (PDF)
  - 欧州特許機構管理理事会特別委員会、EPO が提出した欧州単一特許の更新手数料水準の素案の議論を開始 (2015年3月31日) (PDF)
  - ビジネスヨーロッパ、欧州特許庁作成の欧州単一特許の更新手数料水準の素案に対し懸念を表明する書簡を公表 (2015年3月20日) (PDF)
  - 欧州統一特許裁判所準備委員会、準備の進捗状況と今後の予定を公表 (2014年9月18日) (PDF)

(以上)